

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	○○年(ケ、ヌ)第○○号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 ○○年 ○○月 ○○日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒○○○-○○○ 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社○○○○
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○ 代表取締役 ○○○○ (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月15日
 盛岡地方裁判所第2民事部
 裁判所書記官 松 坂 亜 衣

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 1日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月12日 午前10時00分 場 所 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月22日 午後 1時00分 場 所 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月15日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚 |
| | 地 番 | 72番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 869.64平方メートル |
| 2 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚72番地 |
| | 家屋 番号 | 72番の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 80.73平方メートル
2階 43.88平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 3月30日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 齋藤 恭 央

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地(地番90番)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚 |
| | 地 番 | 72番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 869.64平方メートル |
| 2 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚72番地 |
| | 家屋 番号 | 72番の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 80.73平方メートル
2階 43.88平方メートル |



令和7年(ケ)第60号

令和8年1月9日受理

令和8年2月20日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 所在地 | 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚 |
| | 地番 | 72番 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 869.64平方メートル |
| 2 | 所在地 | 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚 72番地 |
| | 家屋番号 | 72番の2 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床面積 | 1階 80.73平方メートル |
| | | 2階 43.88平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	未実施	
土地	物件1	
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路() □	
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □	
占有者及び占有状況	■土地所有者(A) □その他の者() 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:	
物件目録にない附属建物	■ない □種類: □ある □構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	■建物所有者(A) □その他の者() 上記の者が本建物を 家財道具を残置したままの空き住居 として管理し占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	■ない □ある □ 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 公図上、本土地は、無道路地である。現況、本土地の北側がE所有の畑(90番)を介して幅員約4.7メートルの舗装町道蜂ヶ塚線に接面している。買受人は、当該通行については、有償・無償を問わず、Eの許可を得る必要がある。
- 3 本土地の南東側に工作物(物置)が設置されている。
- 4 本土地の東側に、ビニールハウスの骨組みが残置されている。
- 5 本土地は、北側の町道よりおよそ2.0メートル高くなっている。
- 6 本土地には、東側隣接地と共同使用する水道の管が埋設されている。
- 7 登記上、本土地上には、家屋番号72番の建物登記が残るが、調査の為、現地に立った際、物件2 建物以外は見当たらなかった。

■物件2 建物関係

- 1 Cの陳述及び建物内の状況から、所有者が家財道具を残置したままの空き住居として、本建物を管理しているものと認められる。
- 2 本建物には、水漏れの跡が見られる。(写真9参照)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C	<p>私は、物件 1、2 の所有者破産者 A の破産管財人です。</p> <p>本事件の目的物件については、令和 7 年 8 月 25 日付けで破産財団から放棄しています。</p>
■ D	<p>私は、A の成年後見人特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターの常務理事・所長です。</p> <p>調査に立ち会います。</p> <p>A は 2 年位前から物件に居住していません。</p> <p>物件は、A の子 B が昨年 1 2 月 9 日頃に物件内で独居死してからは、空き家です。</p>
■ F	<p>私は、90 番所有者 E の妻です。</p> <p>A さんが E の土地を使用して町道に出入りすることについて、近所の方ですから、契約も通行料の徴収もありません。</p>
■ G	<p>私は、A さんの東側隣接地所有者です。</p> <p>私所有の 72 番 2 (畑) 側から引いている沢水を A さんの家と共同で使用しています。A さんの家は、町の水道を使用せず、この水で生活用水を賄っていると聞いています。A さんの土地を通じて私の家にも沢水を引いています。A さんの家で沢水を使う事や、A さんの土地を介して私の家に水を引くことに関して、金銭の支払いも契約もありません。</p> <p>A さんの親戚の方から、物件内で水漏れがあるようだ聞いています。</p> <p>物件 1 上に以前は建物がいくつかありましたが、物件 2 を建設する際に、取り壊したように記憶しています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月9日(金)	執行官室	課税関連資料申請 (郵送)
令和8年1月9日(金)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和8年1月9日(金)	執行官室	町道調査 (FAX)
令和8年1月26日(月) 15:30~15:35	執行官室	破産者A破産管財人Cより聴取 (電話)
令和8年1月26日(月) 16:00~16:20	執行官室	A成年後見人法人宛期日通知 占有関係聴取 (電話)
令和8年2月16日(月) 13:00~14:20	物件所在地	D立会いの上、物件に立入調査 評価人同行
令和8年2月16日(月) 14:30~14:40	隣接地所有者宅	Gより、水道関係聴取 Fより、通行関係聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 威力の行使の可能性があった為、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

A3判をA4判に縮小

(目録表)

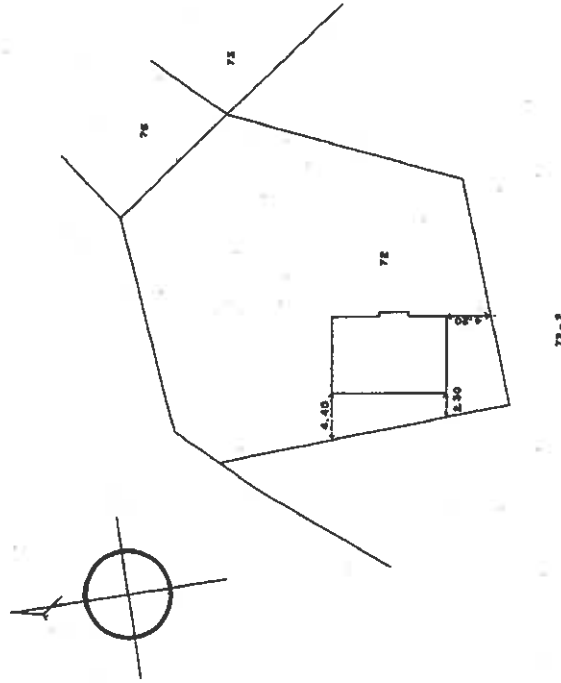
建物図面

家屋番号 72番02

建物の所在 九戸郡雄米町大字小野米第25地割守峰ヶ塚72番地

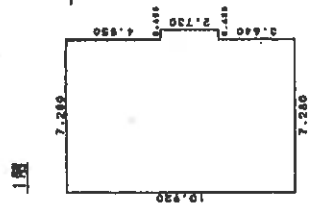
各階平面図

716498



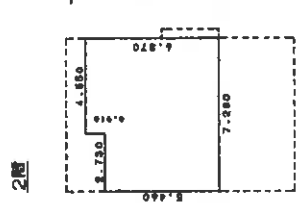
1階
 延床面積 7.280 x 10.920 = 79.497400
 0.455 x 2.730 = 1.242150
 計 80.739550

床面積 80.739m²



2階
 延床面積 7.280 x 5.460 = 39.748800
 4.550 x 0.910 = 4.140500
 計 43.889300

床面積 43.889m²



縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

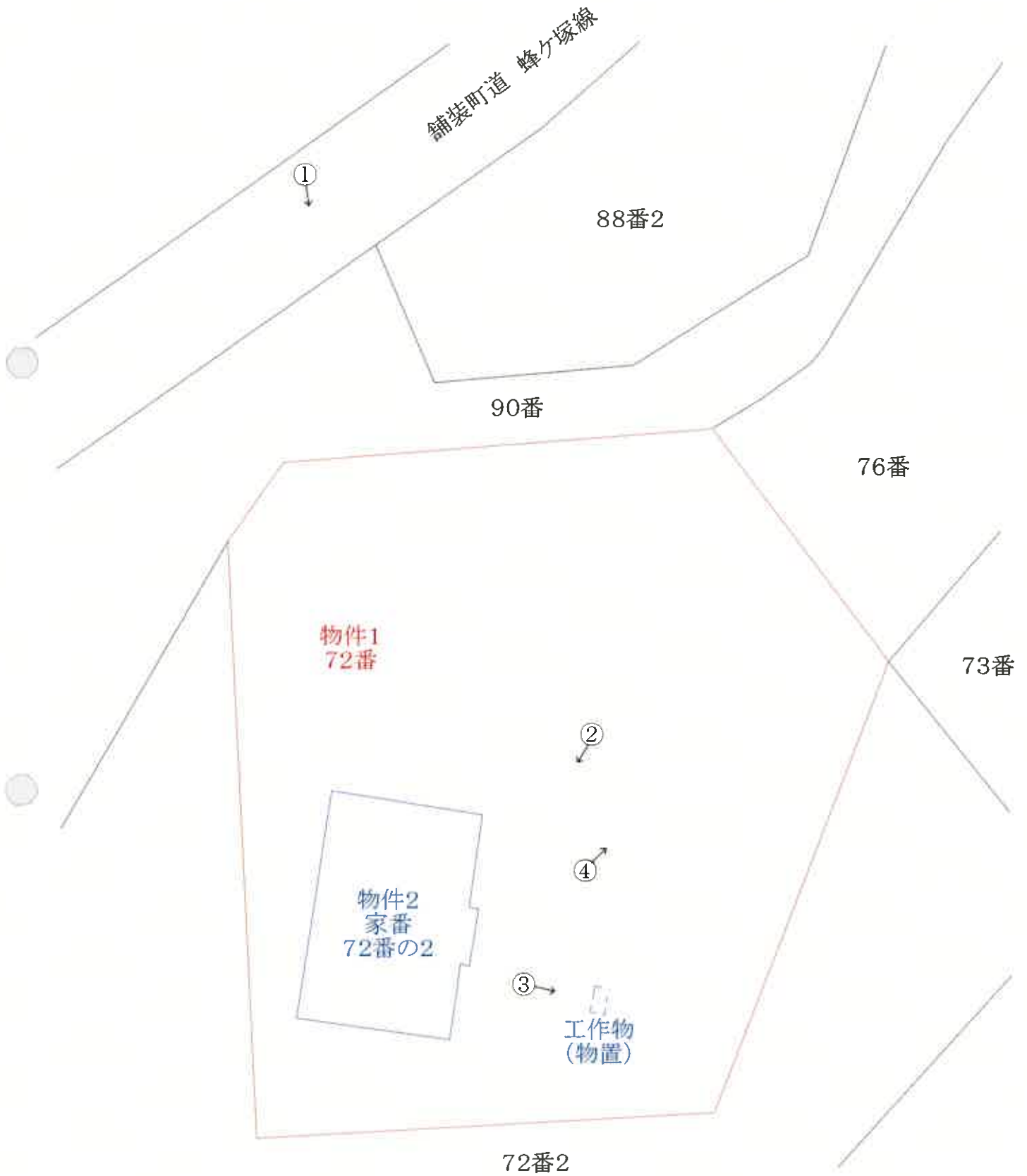
作製者

H6.11.1

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

登記年月日：平成6年11月1日

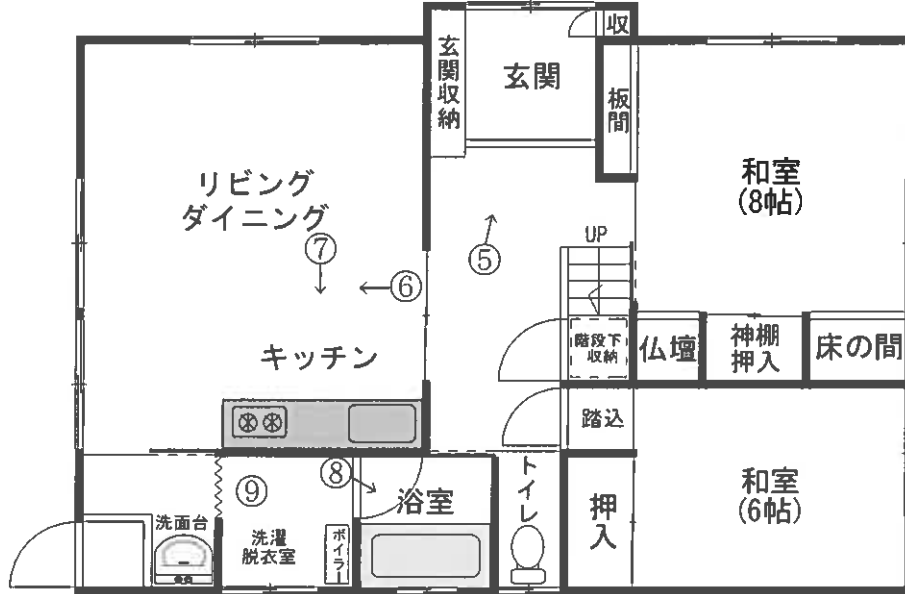
令和7年(ケ)第60号
土地建物位置関係図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
(8 枚目)

令和7年(ケ)第60号
物件2
建物間取図

1階



2階



1/100

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
(9枚目)

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



令和7年（ケ）第60号
令和8年2月16日 現地調査
令和8年2月25日 評価

盛岡地方裁判所 第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

新沼 輝雄

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1、2	金730,000円
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金370,000円
物件2（建物）	金360,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1 (土地)	所在地 地目 地積	九戸郡軽米町大字小軽米第25地割 字蜂ヶ塚 72番 宅地 869.64㎡	同左
2 (建物)	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	九戸郡軽米町大字小軽米第25地割 字蜂ヶ塚72番地 72番の2 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 80.73㎡ 2階 43.88㎡	同左
番号	特記事項		
—	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	IGRいわて銀河鉄道線「金田一温泉」駅の南東方・約25km 最寄バス停「蜂ヶ塚」停の南西方・約200m 軽米町役場の南東方・約8.9km 町立小軽米小学校の南西方・約4.7km （以上道路距離）	
付近の状況	対象物件が存する地域は、軽米町の南東部に位置し、農地が広がるなか農家住宅等が散在する農家住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — — — なし 「新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所」（県公表） （自然現象の種類：土石流）
画地条件	地積 東西 南北 形状 接道状況 地勢	869.64㎡ 約22～33m 約28～33m 不整形 無道路地 概ね平坦であるが、北側の下記町道より2m程度高い。
接面道路の状況	接面道路なし 北側隣接地90番（所有者E）を介し、北方の幅員約4.7mの舗装町道「蜂ヶ塚線」に通じている。 関係人の陳述によると、土地90番の使用に関し、契約や使用料の授受はなく、所有者が黙認している。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として、建物所有者が占有している。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：なし 上水道は、上記町道に町営水道の本管が敷設されているが、敷地内には引き込まれておらず、沢水を使用している。（後記「特記事項」欄参照） （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・生活用水は、南側隣接地72番2（所有者G）から引いている沢水を使用している。当該の沢水は、Gと共同で使用しており、その配管は、Gの陳述によると、土地72番2から物件1土地を経て、Gが所有する東側隣接地76番に延びている。・対象土地内、南側角付近にスチール製物置（工作物）が設置されている。また、東側にビニールハウスの骨組みが残置されている。・対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成6年10月25日新築 経過年数 約 31年 経済的残存耐用年数 認められない
仕 様	構 造： 木造 屋 根： 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁： サイディング等 内 壁： ビニールクロス、繊維壁等 天 井： ビニールクロス、化粧合板等 床 ： フローリング、畳等 設 備： 電気、給水、給湯（灯油）等 その他： 特になし （注）建物に付属する各種設備については動作確認までできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第3目的物件欄記載の通り 現況床面積は登記床面積とほぼ一致
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 建物間取図の通り
品 等	普通
保守管理の状態	建築後相当の期間が経過し、外壁、内装、建具等に汚損・損傷箇所が散見される。 また、漏水箇所が確認された。（下記「特記事項」欄参照）
建物の利用状況	居宅（空き家）として、建物所有者が管理・占有している。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階の洗濯室兼脱衣室の床に、床下からと見られる漏水跡が確認された。 ・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア × イ ÷ ウ
1	1,030,000	0.25	法定地上権	260,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	1,030,000	-260,000		0.80	0.60	370,000
2	500,000	+260,000	1.00	0.80	0.60	360,000
一括価格 (合計)						730,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：対象土地が無道路地であることによる市場性減退の程度（▲10%）、及び対象土地外の沢水を使用していることによる市場性減退の程度（▲10%）を考慮し査定した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

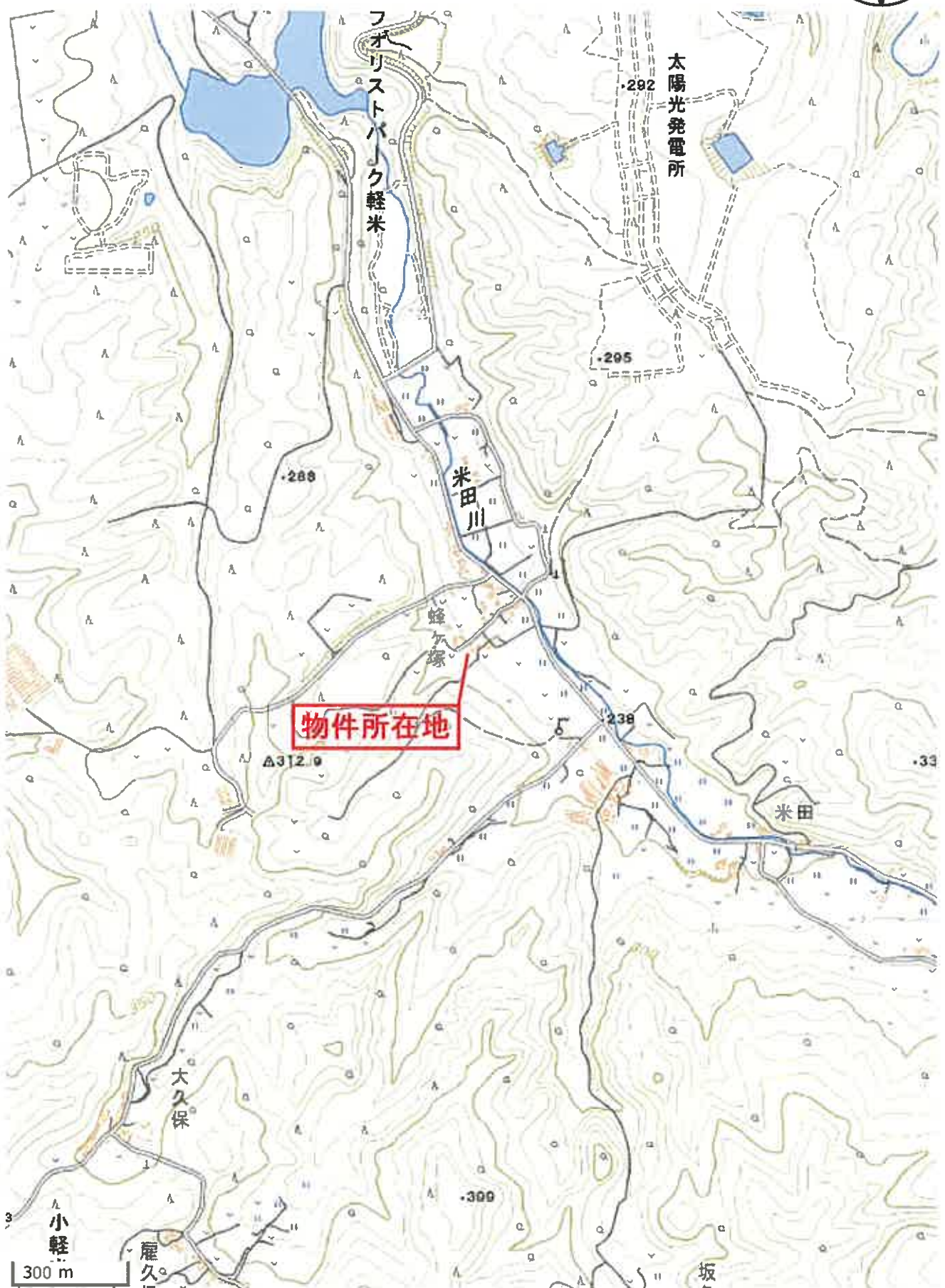
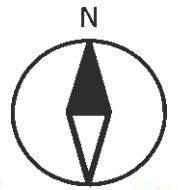
規準可能な地価公示標準地及び地価調査基準地は設定されていない。

第7 附属資料の表示

位置図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写
土地建物位置関係図
建物間取図

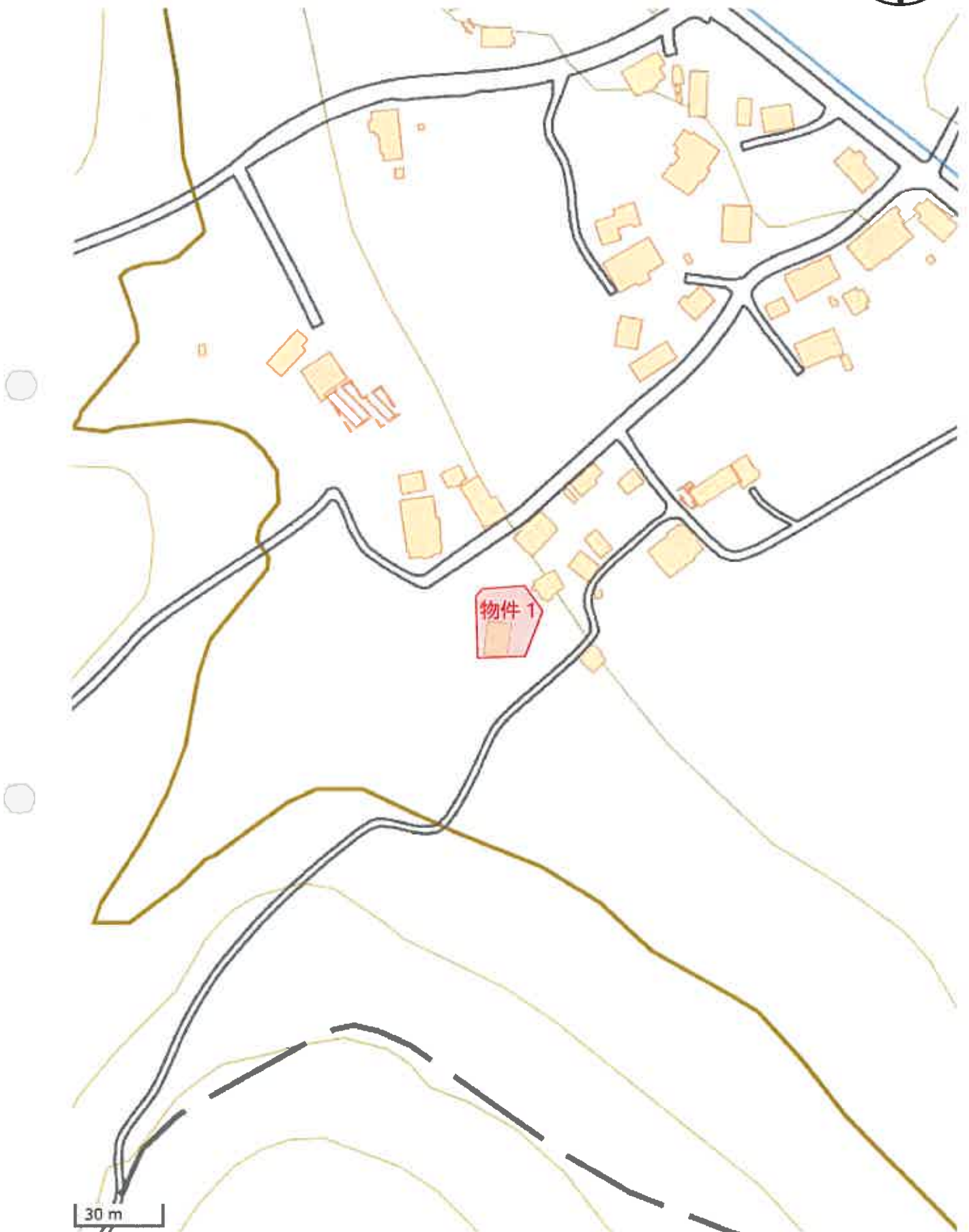
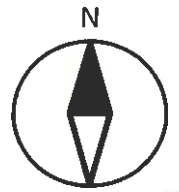
以 上

位置図

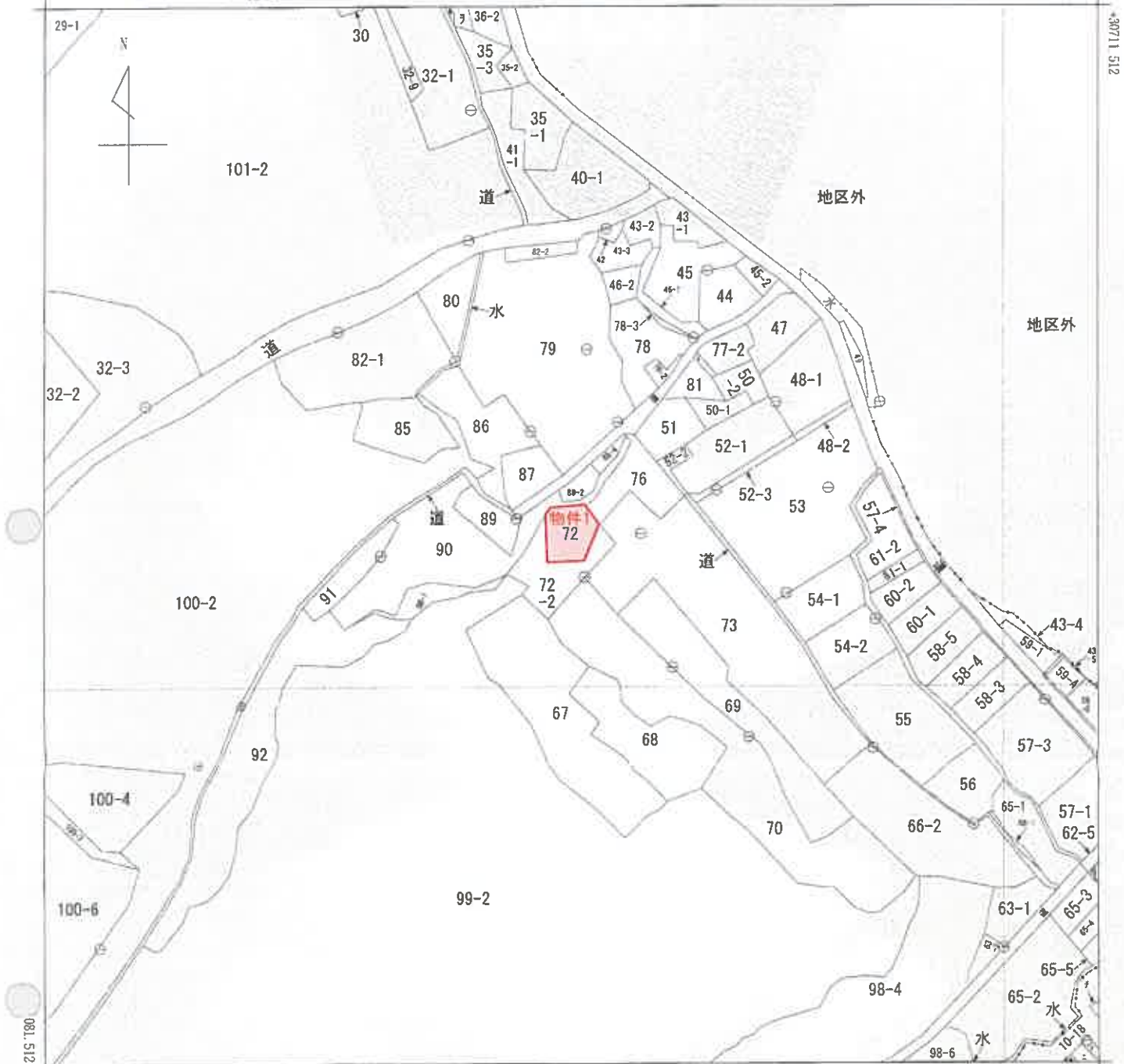


国土地理院の電子地形図を加工して作成

位置図



国土地理院の電子地形図を加工して作成



+58132.737 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

大字小軽米 第25地割

A 大字小軽米 第24地割

請求部	所在	九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚			地番	72番			
出力縮尺	1/2500	精度分	乙二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和60年12月			備付年月日(原図)	昭和63年1月9日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方務局二戸支局管轄)

令和7年10月29日
 福岡法務局

地図整理番号：N78644

登記官

登記年月日：平成5年9月13日

207358

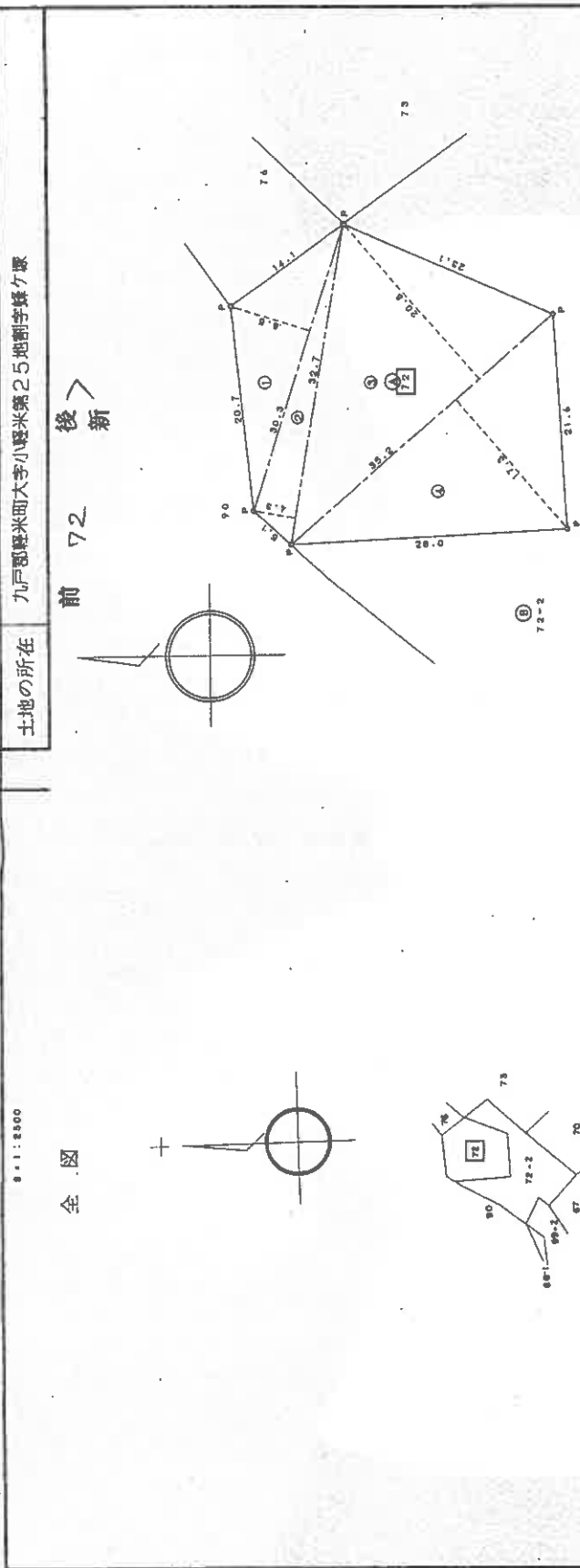
地積測量図

地番 72 72-2

土地の所在 九戸郡野米町大字八幡米第25地割字蜂ヶ塚

全図

前 72 後 新



求積表

地番	①	172	区別	高さ	面積
1	30.3	8.5	巴	257.55	
2	32.7	4.3		140.81	
3	35.2	20.8		732.14	
4	35.2	17.3	合	608.98	
			計	1739.28	
			面積	869.640	
			地積	869.644 m ²	

地番	①	72-2	区別	面積
公積			色	1394.1776500
2265.81785			積	1324.17 m ²

(日加納)

(日積算)

P7724500

縮尺 1/500

申請人

平成 年 月 5 日作製

土地家屋調査士

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

H.5.9.13

平成5-9-13

地図整理番号：M78645

A3→A4縮小版

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方支務局 三戸支局官署)

令和7年10月29日 盛岡支務局

登記官

登記年月日：平成6年11月1日

716493

各階平面図

建物図面
各階平面図

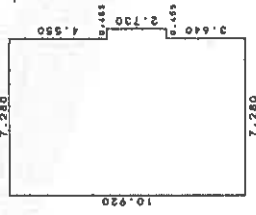
家屋番号 72番の2

建物の所在 九戸郡野米田大字小野米第25地割字塚ヶ塚72番地

1階

求積率
 $7.280 \times 10.920 = 79.497600$
 $0.455 \times 2.730 = 1.242150$
 計 80.739750

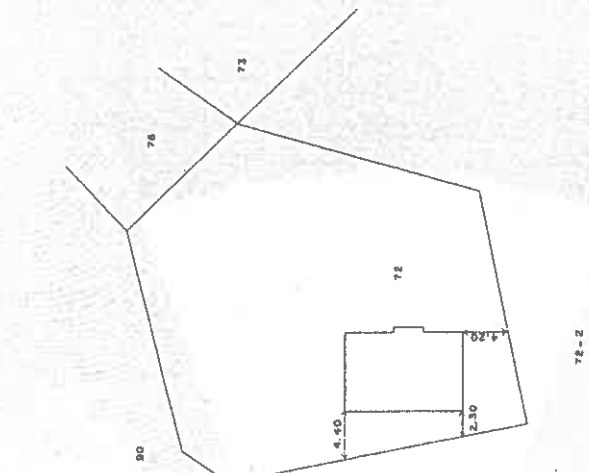
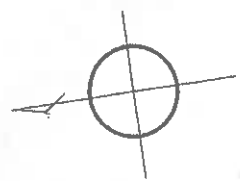
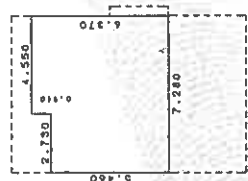
床面積 80.73m²



2階

求積率
 $7.280 \times 5.460 = 39.748800$
 $4.550 \times 0.910 = 4.140500$
 計 43.889300

床面積 43.88m²



(日国連12)

(日国連)

作製者 士地家調査士

成 6年10月29日作製

縮尺 1/250

申請人

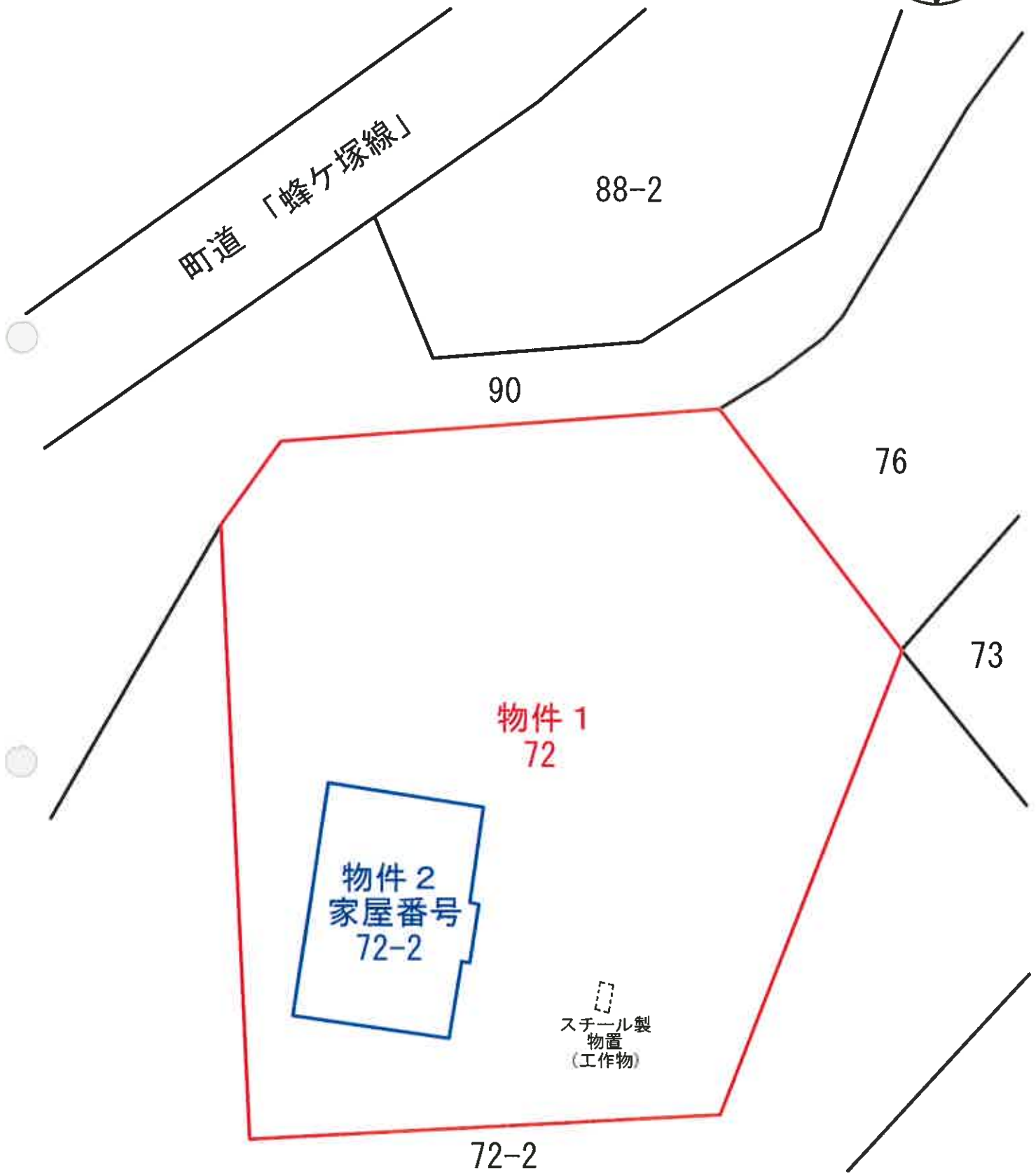
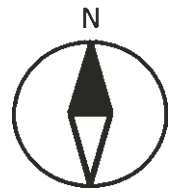
縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

H.6.11.1

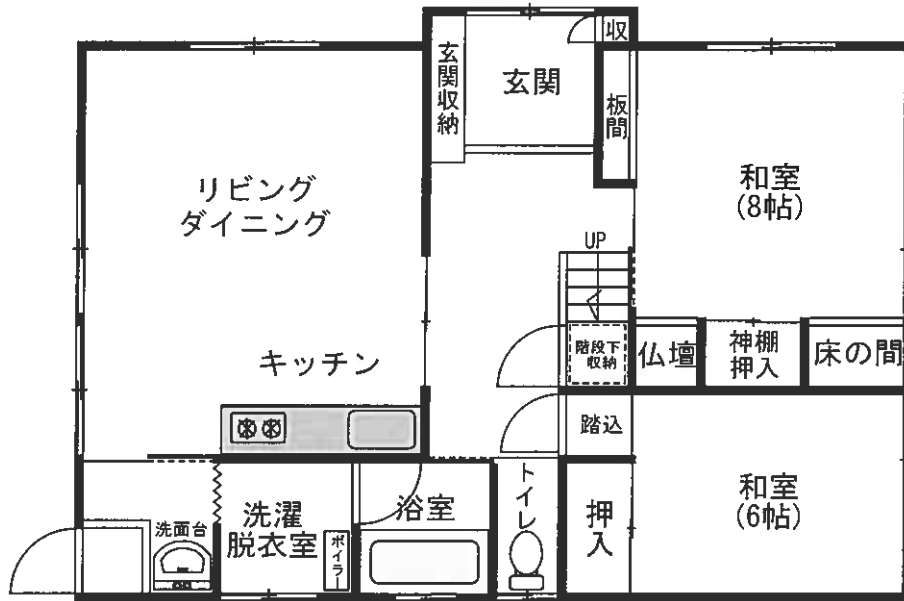
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (盛岡地方事務所 二戸支庁管轄)
 令和7年10月29日 福岡事務所

土地建物位置関係図



建物間取図

1階



2階

